

○太陽光・風力発電設備の導入・設置に係る関係法令・手続一覧表

| No. | 関係法令 | 手続きの概要 | 担当部署 |
|-----|-------------------------------------|--|--------------------------------------|
| 1 | いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例 | 発電出力10kW以上の再エネ発電設備を設置する場合、事業計画概要書の提出、住民説明会の開催、工事着手等の届出など ※手続きの詳細は、HPを確認してください。 https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1751516866170/index.html | 環境企画課 環境保全係 電話：0246-22-7441 |
| 2 | 文化財保護法 福島県文化財保護条例 いわき市文化財保護条例 | 周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為の届出 史跡・名勝・天然記念物指定地に影響を与える行為の許可 遺跡・遺物等の発見報告 | 文化振興課 電話：0246-22-7546 |
| 3 | 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 | FIT/FIP認定の新規申請又は認定内容の変更にあたって必要となる住民説明会又は事前周知措置に係る市町村との事前相談 | 環境企画課 環境保全係 電話：0246-22-7441 |
| 4 | 環境影響評価法 福島県環境影響評価条例 | 環境影響評価書等の送付 ※環境影響評価手続の要否は、規模等により異なるため、経済産業省電力安全課(電話：03-3501-1742)及び福島県環境共生課(電話：024-521-7250)へご相談ください。 | 環境企画課 環境保全係 電話：0246-22-7441 |
| 5 | 土壌汚染対策法 | 3,000㎡以上の土地の掘削その他の土地の形質変更の届出 | 環境監視センター 水環境係 電話：0246-54-1585 |
| 6 | 振動規制法 | 振動規制指定地域での特定施設設置の届出(電気事業法に規定される電気工作物である場合は電気事業法に基づく届出) 特定建設作業を伴う建設工事施工の届出 | 環境監視センター 大気環境係 電話：0246-54-1585 |
| 7 | 騒音規制法 福島県生活環境の保全等に関する条例 | 特定施設設置の届出(電気事業法に規定される電気工作物である場合は電気事業法に基づく届出)、または指定施設設置の届出 特定・指定建設作業を伴う建設工事施工の届出 | 環境監視センター 大気環境係 電話：0246-54-1585 |
| 8 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 建設工事に伴い発生した産業廃棄物を工事現場以外の場所で保管する場合の届出(ただし、保管の用に供する場所の面積が300㎡以上に限る) | 廃棄物対策課 指導係 電話：0246-22-7604 |
| 9 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農用地区域の確認 ※農用地区域内は、設置不可 | 農業政策課 農村支援係 電話：0246-22-1147 |

○太陽光・風力発電設備の導入・設置に係る関係法令・手続一覧表

| No. | 関係法令 | 手続きの概要 | 担当部署 |
|-----|-------------------------|---|--|
| 10 | 農地法 | 農地転用の許可・届出 (※事前に、都市計画区域の種別は都市計画課に、農用地区域及び地域計画の内外は農業政策課に確認すること) (※農用地区域内農地、第1種農地及び甲種農地は、原則設置不可) | 農業委員会事務局 農地審査係 電話:0246-22-7578 |
| 11 | 地方自治法 いわき市行政財産使用料条例 | 法定外公共物の隣地での開発行為の承認 法定外公共物の占用許可 法定外公共物の形状変更 | 【里道】 市街化区域外:農林土木課 管理係 市街化区域内:維持保全課 用地管理担当 【水路】 市街化区域外:農林土木課 管理係 市街化区域内:維持保全課 用地管理担当 ※地区により窓口が異なります 電話:0246-22-7472(農林土木課) 22-7494(維持保全課) |
| 12 | 森林法 いわき市小規模林地開発取扱要領 | ①地域森林計画の対象である森林における伐採に係る届出および森林の土地の所有者届出 ②地域森林計画の対象である森林における1ha以下の小規模林地開発に係る届出(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha以下) ※1haを超える場合や、太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為で0.5haを超える場合は、福島県いわき農林事務所森林土木課と協議してください。 | ①に関すること 林業振興課 森林保全係 電話:0246-22-7474 ②に関すること 農林土木課 森林土木係 電話:0246-22-1287 |
| 13 | 地方自治法 いわき市林道維持管理要綱 | 林道に関する事項 工事車両の林道通行 | 農林土木課 森林土木係 電話:0246-22-1287 |
| 14 | 工場立地法 ※風力発電事業の場合 | 工場立地法に基づく特定工場新設(変更)届出 新設:敷地面積が9,000㎡以上または建築面積が3,000㎡以上 変更:敷地面積が増加・減少、生産施設を増設、緑地・環境施設面積が減少する場合 ※製造業、電気・ガス・熱供給業(水力、地熱、太陽光発電施設を除く)が対象 | 産業みらい課 港湾・用地係 電話:0246-22-1162 |
| 15 | 福島県工業開発条例 ※風力発電事業の場合 | 福島県工業開発条例に基づく工場設置新設(増設)届出 新設:敷地面積が1,000㎡以上 増設:300㎡以上の生産施設の増設または300㎡未満の生産施設の増設で、増設前の生産施設面積の20%を超える場合 ※製造業、電気・ガス・熱供給業(水力、地熱、太陽光発電施設を除く)が対象 | 産業みらい課 港湾・用地係 電話:0246-22-1162 |
| 16 | 道路法 | 市道内の工事に関する承認申請 市道の占用許可 車両制限を超える工事車両の市道通行許可 | 維持保全課 用地管理担当 電話:0246-22-7494 ※地区により窓口が異なります |

○太陽光・風力発電設備の導入・設置に係る関係法令・手続一覧表

| No. | 関係法令 | 手続きの概要 | 担当部署 |
|-----|-----------------------|--|--|
| 17 | 河川法 | 準用河川区域の土地の占有・掘削許可 準用河川区域内での工作物新築等の許可 | 維持保全課 用地管理担当 電話：0246-22-7494 ※地区により窓口が異なります |
| 18 | いわき市の景観を守り育て創造する条例 | 一定規模以上の行為の届出 【景観形成重点地区】 工作物の新築等・・・高さ5m超かつ築造面積10㎡超(高さ13m超または築造面積1,000㎡超の場合は事前協議が必要) 土地の区画形質の変更・・・面積300㎡超または法面の高さ1.5m超 木竹の伐採・・・高さ10m超または伐採面積300㎡超 【その他の地区】 工作物の新築等・・・高さ13m超または築造面積1,000㎡超(高さ31m超の工作物の新築等の場合は事前協議が必要) 土地の区画形質の変更・・・面積3,000㎡超または法面の高さ5mかつ長さ10m超 | 都市計画課 景観係 電話：0246-22-7512 |
| 19 | いわき市屋外広告物条例 | 屋外広告物の設置許可 | 都市計画課 景観係 電話：0246-22-7512 |
| 20 | 国土利用計画法 | 一定面積以上の土地の売買等契約締結の届出 市街化区域・・・2,000㎡以上 市街化調整区域・・・5,000㎡以上 都市計画区域外・・・10,000㎡以上 | 都市計画課 景観係 電話：0246-22-7512 |
| 21 | 都市計画法 いわき市開発行為指導要綱 | 一定面積以上の開発行為の許可 市街化区域・・・1,000㎡以上 市街化調整区域・・・すべて 都市計画区域外・・・10,000㎡以上 | 建築指導課 開発・盛土対策担当 電話：0246-38-9058 |
| 22 | 土地区画整理法 | 土地区画整理事業区域内における土地区画整理法76条(建築行為等の制限)の許可 | 【勿来錦第一土地区画整理事業区域以外の地区】 都市整備課 区画整理係 電話：0246-22-1276 【勿来錦第一土地区画整理事業区域】 勿来区画整理事務所 事業係 電話：0246-63-2129(内線5392～5394) |
| 23 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | 特定建設資材を用いた一定規模以上の建築物・工作物等の工事の届出 ※500万円以上の土木工事等 | 建築指導課 指導係 電話：0246-22-7516 |

○太陽光・風力発電設備の導入・設置に係る関係法令・手続一覧表

| No. | 関係法令 | 手続きの概要 | 担当部署 |
|-----|---------------------|---|---------------------------------------|
| 24 | 宅地造成及び特定盛土等規制法 | 宅地造成等工事規制区域における一定規模以上の盛土等の許可 特定盛土等規制区域における盛土等の許可又は届出 | 建築指導課 開発・盛土対策担当 電話:0246-38-9058 |
| 25 | 消防法 いわき市火災予防条例 | 消防用設備等の設置届出 防火対象物使用開始の届出 変電・発電・蓄電池設備設置の届出 少量危険物(指定数量の1/5以上指定数量未満の危険物)の貯蔵・取扱いの届出(リチウムイオン蓄電池設備の電解液等) | 消防本部 予防課予防係 電話:0246-24-3941 |
| 26 | 消防法 危険物の規制に関する政令 | 指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いに係る設置許可申請(リチウムイオン蓄電池設備の電解液等) 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請(指定数量以上の危険物を、10日以内の期間で仮に貯蔵・取扱う場合) | 消防本部 予防課危険物係 電話:0246-24-3942 |

この一覧表に記載された以外に、国・県への手続が必要なものもありますので、設置事業者の責任において、法令等を所管する関係機関へ確認願います。